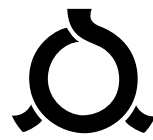


毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

訓令

○福島県職員研修規程の一部を改正する訓令

○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

○職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

○職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

部を改正する訓令

○福島県公印規程の一部を改正する訓令

訓令

○福島県公文例規程の一部を改正する訓令

告示

告示

○公印を新調しその使用を開始する件

福島県人事委員会

○県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

規則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

福島県規則第七十号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表生活環境部の項中「水・大気環境課」を「水・大気環境課 除染対策課」に改める。

第十二条の表環境保全総室の項に次のように加える。

福島県知事 佐藤 雄 平

(除染対策課)

十三 除染対策の推進に係る施策の総合企画及び調整に関すること。

十四 除染技術の評価及び研究に関すること。

第二十二條の四中「前三條」を「第二十二條から前條まで」に改め、同條を第二十二條の五とする。

第二十二條の三中「前二條」を「前三條」に改め、同條を第二十二條の四とし、第二十二條の二の次に次の一條を加える。

(環境回復推進監)

第二十二條の三 前二條に規定するもののほか、生活環境部に、環境回復推進監を置き、

その職務は、上司の命を受け、放射性物質による環境汚染への対処に係る施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、第二十二條の規定にかかわらず、当該事務を所掌する職員を指揮監督することとする。

附則

この規則は、平成二十三年十月十三日から施行する。

(行政経営課)

訓令

福島県訓令第二十二号

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令

福島県職員研修規程(昭和五十五年福島県訓令第六号)の一部を次のように改正する。別表知事の項中「食産業振興監」を「環境回復推進監、食産業振興監」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年十月十三日から施行する。

(職員研修課)

福島県訓令第二十三号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

本庁機関
出先機関

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。
 第八条第一号の表中「政策監」の下に「環境回復推進監」を加える。
 別表第一の1の表備考中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、同表備考4中「第22条の3」を「第22条の4」に改め、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

4 政策監、部次長及び局次長の専決事項の欄に規定する事項のうち、生活環境部次長が定める事項については、行政組織規則第22条の3に規定する環境回復推進監が専決できるものとする。この場合において、同欄9中「部次長、局長、部参事及び局参事」とあるのは「環境回復推進監及び部参事」と、同欄15中「政策監、部次長及び局次長」とあるのは「環境回復推進監」と読み替えるものとする。

附則

この訓令は、平成二十三年十月十三日から施行する。

（行政経営課）

福島県訓令第二十四号

本庁 機関
出先 機関 関
労働委員会事務局

職員の特給の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十三年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「政策監」を「政策監 環境回復推進監」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年十月十三日から施行する。

（人事課）

福島県訓令第二十五号

本庁 機関
出先 機関 関
労働委員会事務局

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十三年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表の行政職給料表格付表中「一 長 一 長 一 長 一 長 一 長」を「一 長 一 長 一 長 一 長 一 長 一 長 一 長 一 長 一 長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年十月十三日から施行する。

（人事課）

福島県訓令第二十六号

本庁 機関
出先 機関 関

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十三年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県公印規程（昭和三十一年福島県訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。
 第二条第一項第二号中「福島県食産業振興監印」17の5 同
 「福島県食産業振興監印」17の5 同
 「福島県環境回復推進監印」17の6 同
 「福島県環境回復推進監印」17の6 同

流通総室農産物流通課

福島県食産業振興監印 17の5 同
 農林水産部生長

産流通総室農産物流通課

環境保全総室除染対策課長 に改める。

第十条中「政策監」の下に「環境回復推進監」を加える。

別表第一中 17の5 福島県産興監印 を 17の5 福島県産興監印 に改める。
 17の6 福島県環境回復推進監印

附則

この訓令は、平成二十三年十月十三日から施行する。

（文書法務課）

福島県訓令第二十七号

本庁機関
出先機関

福島県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十三年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県公文例規程の一部を改正する訓令

福島県公文例規程（昭和三十五年福島県訓令第十号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項の表備考一中「政策監」の下に、「環境回復推進監」を加える。

附則

この訓令は、平成二十三年十月十三日から施行する。

（文書法務課）

告 示


福島県告示第四百八十三号

公印を次のように新調し、平成二十三年十月十三日その使用を開始する。

平成二十三年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
17の6	福島県環境回復推進監印		生活環境部環境保全総室除染対策課長

（文書法務課）

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十八号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「政策監 食産業振興監」を「政策監 環境回復推進監 食産業振興監」に、「同総室総合計画課」を「同総室復興・総合計画課」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年十月十三日から施行する。ただし、別表の改正規定（「同総室総合計画課」を「同総室復興・総合計画課」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十九号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二知事の事務部局の部本庁機関の項中「政策監」を「政策監 環境回復推進監」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年十月十三日から施行する。

（採用給与課）